

2月18日～3月15日

# 税の申告が始まります

税についてのお問い合わせは、市税務課TEL (23) 6111番 内線2152・2153まで

平成25年度の市・道民税の申告受付が、2月18日(月)から3月15日(金)までの1カ月間で行われます。

市・道民税は源泉徴収される所得税とは異なり、前年の収入に応じて1年遅れで課税されるため、平成25年度市・道民税は、平成24年の収入に対して課税されることとなります。

申告忘れや誤った申告で不利益を受けることのないよう必要な書類をあらかじめ用意し、早めの申告を心がけましょう。

## 市役所ロビーに申告会場を開設

市では、市役所ロビーに申告会場を開設して、市・道民税の申告を受け付けます。

■開設期間 2月18日(月)～3月15日(金) 9時～17時

※土・日曜、祝祭日を除く

## 市・道民税の申告が必要な方

平成25年1月1日現在、根室市に住所がある方は、原則として申告しなければなりません。

また、所得がなかった方についても、次の方は申告が必要になります。

- ①国民健康保険税や介護保険料の算定に必要なと思われる方
- ②国民年金保険料の免除申請や公営住宅の入居手続きをする方
- ③各種給付金等の申請をする方
- ④その他非課税証明書が必要な方

【次の方は、申告の必要はありません。】

- ①所得税の確定申告を行った方
  - ②平成24年中の所得が、給与のみで年末調整を行った方
- ただし、雑損控除、医療費控除または寄附金控除等の諸控除を受ける場合は、申告が必要となります。

## 申告に必要なもの

### ①印鑑

- ②収入を証明するもの
- ・源泉徴収票または支払者の証明書
- ・保険の満期金の収入を証明するもの

### ③控除を証明するもの

- ・個人事業主の方は収入と経費を証明するもの
- ・生命保険料、地震保険料または旧長期損害保険料等の課税所得控除証明書
- ・社会保険料（国民健康保険税、介護保険料等）の領収書

## 納税は便利な口座振替で

口座振替は、一度お申し込みいただくと金融機関に出向くことなく、納期限の日にお届けの口座から自動的に振り替えられます。

うっかりして納め忘れるということのない、大変便利な口座振替をぜひご利用ください。

### <申し込み方法>

市役所窓口または市内金融機関窓口で、口座振替依頼書の必要事項を記入し、押印して提出するだけでお申し込みができます。

### <申し込み可能な金融機関>

根室市内にある銀行、農協、信用金庫、各漁協でお申し込みができます。

# 生命保険料控除の改正について

平成25年度より新たに「介護医療保険料控除」が創設され、市・道民税におけるそれぞれの保険料控除の適用限度額が次のとおり変更となっています。

## 「旧制度」

	適用限度額
一般生命保険料控除	3.5万円
個人年金保険料控除	3.5万円
最大適用限度額	7万円



## 「新制度」

	適用限度額
一般生命保険料控除	2.8万円
介護医療保険料控除	2.8万円
個人年金保険料控除	2.8万円
最大適用限度額	7万円

- 平成23年12月31日以前に契約締結した保険契約等（旧契約）  
（一般生命保険・個人年金保険それぞれに「旧制度」を適用）

年間の支払保険料等	控除額
15,000円以下	払込保険料等の全額
15,000円超40,000円以下	払込保険料等×1/2+7,500円
40,000円超70,000円以下	払込保険料等×1/4+17,500円
70,000円超	35,000円

- 平成24年1月1日以後に契約締結した保険契約等（新契約）  
（一般生命保険・介護医療保険・個人年金保険それぞれに「新制度」を適用）

年間の支払保険料等	控除額
12,000円以下	払込保険料等の全額
12,000円超32,000円以下	払込保険料等×1/2+6,000円
32,000円超56,000円以下	払込保険料等×1/4+14,000円
56,000円超	28,000円

※一般生命保険料または個人年金保険料については、新契約と旧契約の双方について控除の適用を受ける場合、「新制度」と「旧制度」それぞれの算式により計算した控除額の合計額（適用限度額は28,000円）となります。

## 軽自動車の廃車・名義変更等の手続きを

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車に対して、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。

「車の調子が悪くなったので乗っていない。」「他人に譲った。」「家族間で所有者が変わった。」「転出により住所が変わった。」などの場合には、廃車・名義変更等の手続きを必ず行ってください。

なお、車種によって手続きをする場所や必要書類が異なりますので、事前にご確認ください。

取扱車種	手続場所
原動機付自転車（125cc以下） 小型特殊自動車	市役所税務課課税担当 根室市常盤町2-27 TEL (23) 6111番
三輪、四輪の軽自動車 126cc以上250cc以下の バイク等	釧路軽自動車協会 釧路市鳥取大通6-1-1 TEL 0154-51-0745番
二輪の小型自動車 (251cc以上のバイク)	釧路運輸支局 釧路市鳥取大通6-2-13 TEL 050-5540-2005番

## 医療費控除を受けられる方

医療費控除は、10万円を超えた額（ただし、合計所得金額が200万円以下の方は合計所得金額の5%を超えた額）が控除になります。なお、医療費を補てんする給付金

- ・社会保険料（国民年金保険料）控除証明書または領収書
- ・医療費控除を行う方は医療費に係る領収書
- ※領収書の日付は、平成24年1月1日から平成24年12月31日までの期間のものが対象です。

## 確定申告書は自書作成です

申告受付期間中、所得税の確定申告も同時に受け付けていますが、確定申告書は申告する方ご自身が記入するか、市役所ロビーに設置のパソコンを使用し、作成していただきます。なお、市役所の申告会場は、大変混み合います。申告相談が必要な方は、前記の「申告に必要なもの」を参考に領収書等をまとめたうえでお願いいたします。